

扶養控除に関する税制改正について

●平成23年分所得税、平成24年度住民税から次のとおり扶養控除が見直しされました。

1. 年少扶養親族(16歳未満の者)に対する扶養控除が廃止されました。
2. 16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除についての上乗せ部分が廃止されました。

一般扶養控除 ↓ 廃止		上乗せ部分 ↓ 廃止		特定扶養控除 45万円		一般扶養控除 33万円		同居老親等加算 7万円
								老人扶養控除 38万円
～15歳		16歳	18歳	19歳	22歳	23歳	69歳	70歳～

3. 扶養親族が同居の特別障害者である場合、扶養控除の額に23万円を加算する措置を特別障害者に対する障害者控除の額(30万円)に、23万円を加算する措置に改められました。

	控除額	
	本人	控除対象配偶者又は扶養親族
障害者	260,000円	
特別障害者	300,000円	
同居特別障害者	—	530,000円

※16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)については、扶養控除の適用はありませんが、その年少扶養親族が障害者である場合、障害者控除は適用されます。